

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成29年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況			意見 件数	措置状況		
		措置 済	今回 措置	未 措置		措置 済	今回 措置	未 措置
保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について	11	11	0	0	49	47	2	0

(様式 3 - 2)

平成 2 9 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ		担当部・課
保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について		保健福祉部福祉指導課
意見の概要	意見への対応	
<p>〔総合福祉会館〕</p> <p>会館管理運営費 施設の長寿命化への取組について</p> <p>個別施設ごとの長寿命化計画を作成し、長寿命化を図ることは、「茨城県公共施設等総合管理計画」で指針が示されている。対象期間は平成 27 年から 20 年間とされており、できるだけ早期に作成することが望まれる。</p>	<p>「茨城県庁舎等施設長寿命化計画」が策定されたので、当該計画に基づき長寿命化を図る。</p>	

(様式 3 - 2)

平成 2 9 年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について		担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化対策課
意見の概要	意見への対応	
<p>【④施設利用者数の増加に向けた取組について】 施設の安定的運営のためには、利用者数の増加が喫緊の課題である。利用項目ごとの増減要因の分析、利用実績のない市町村への働きかけの方法等に関し、こどもの城運営委員会の意見を踏まえ、十分に検討し実行に移すことにより利用者数の増加をより一層図るべき。</p>	<p>令和 3 年 3 月 3 1 日をもって施設を廃止した。</p>	

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成20年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況		
		措置済	今回措置	未措置
指定管理者制度の運用状況について	117	108	1*	8

※ この1件は教育委員会（教育庁総務企画部文化課）での措置についてのもの。

今回、知事部局（保健福祉部子ども政策局少子化対策課）において、別の指摘事項についての措置がされているが、ともに同指摘の対象となっている教育委員会分については未措置であるため、ここでは計上していない。

(様式3-1)

平成20年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 指定管理者制度の運用状況について	担当部・課 教育庁総務企画部文化課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>第4 合規性の検証</p> <p>1 所管部課における合規性</p> <p>(2) 公募・非公募をめぐる諸問題 指定管理者制度に移行する際、公募とするか、非公募とするかが検討されているが（原則は公募）、所管部課の判断ではなく、県全体の基準を明確にして、それに基づく判定をすべきである。 全部ではなく一部の分離発注も検討すべきである。</p>	<p>(歴史館) 県が定めた指定管理者制度実施要領における指定管理者の選定の原則どおり、令和2年度の指定管理者更新時に公募とした。</p>

(様式3-1)

平成20年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 指定管理制度の運用状況について（県立児童センターこどもの城）	担当部・課 保健福祉部子ども政策局少子化 対策課
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
利用料金は利用者の属性によって区分することを検討すべき。	令和3年3月31日をもって施設を廃止した。

## 包括外部監査の結果に基づく措置状況総括表

平成17年度に実施した包括外部監査の結果に基づき講じた措置は、次のとおりである。

テーマ	指摘 件数	措置状況		
		措置済	今回措置	未措置
教育委員会所管関連団体に対する出資、出損及び補助金等について	21	18	1	2

(様式3-1)

平成17年度包括外部監査結果報告への対応

監査のテーマ 教育委員会所管関連団体に対する出資、出損及び補助金等について	担当部・課 教育庁総務企画部生涯学習課 (茨城県教育財団)
指 摘 事 項 の 概 要	指 摘 事 項 に 基 づ く 措 置 等
<p>3 青少年施設 (2) 青少年教育施設での教育財団直営食堂事業におけるコスト計算について</p> <p>① コスト計算 食事提供については、ほぼ人件費相当額が原価割れを起こしている。 外部委託による人件費負担の転嫁・教育財団における厨房技師職員の人数又は人件費削減・利用者からの食事料徴収額の値上げ等幾つかの方策を複合的に措置すべきである。</p>	<p>これまで、(公財)茨城県教育財団が指定管理者であった中央青年の家は、令和3年度から、NPO 法人日本スポーツ振興協会が新たな指定管理者となった。 令和3年度以降、(公財)茨城県教育財団が指定管理者となる青少年施設は、さしま少年自然の家となり、食事提供は外部への委託業務にて対応している。</p>